

令和 8 年度 門川町水道事業水質検査計画

水道の目的は、清浄かつ豊富な水を供給することにあります。
清浄な水を供給するためには、水源の選定と管理、浄水施設の選定と管理、
配水・給水の管理等水道全般にわたる水質管理が最も重要であります。

門川町環境水道課では、水道法施行規則第 15 条第 6 項の規定に基づき、清
浄な水の供給を行うため下記の内容で水質検査計画を策定しました。

— 水質検査計画の内容 —

- ①基本方針
- ②上水道事業
- ③簡易水道事業
- ④採水地点
- ⑤水質検査項目と検査頻度・採水計画
- ⑥水質検査方法
- ⑦臨時の水質検査
- ⑧水質検査計画と結果の公表
- ⑨水質検査の精度と信頼性保証
- ⑩関係者との連携

— 添付資料 —

- 資料 1 検査項目と検査頻度
- 資料 2 水質検査採水計画

① 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するため、以下の方針で水質検査を実施します。

(1) 採水場所

検査地点は、水質基準が適用される給水栓(蛇口)、及び水源とします。

(2) 検査項目

検査項目は、水質基準52項目の全部を始めとして、水道水の水質管理に必要な項目及びクリプトスポリジウム等について実施します。

(3) 検査頻度

検査頻度は、水源の種類、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

② 上水道事業

◎事業概要

門川町の上水道事業は昭和28年7月3日に簡易水道として計画給水人口4,950人、計画1日最大給水量743m³で創設認可を受け、昭和30年4月に給水を開始しました。その後、給水区域の拡大や人口の増加に伴い、昭和43年第1次拡張、昭和49年第2次拡張、昭和60年第3次拡張、平成11年第4次拡張と計画的に拡張工事を実施し、現在は計画給水人口17,000人計画1日最大給水量10,000m³とし、安定した水の供給を行っています。

区分		内容
給水人口	(人)	16,080
普及率	(%)	99.9
給水戸数	(戸)	7,471
計画一日最大給水量	(m ³ /日)	10,000
一日最大配水量(実績)	(m ³ /日)	8,227
一日平均配水量(実績)	(m ³ /日)	7,549

(令和8年3月現在)

◎上水道の原水及び水道水の状況

門川町上水道の水源は、五十鈴川流域の地下水を取水しております。取水状況は次のとおりです。

水源	水道水源の種類	運転・取水状況
第1水源	浅井戸	廃止

第2水源	伏流水	降雨時の濁りにより取水停止の場合あり
第3水源	浅井戸	廃止
第4水源	深井戸	水量豊富である
第5水源	深井戸	水量豊富である
第6-1水源	深井戸	水量の低下傾向あり
第6-2水源	深井戸	水量の低下傾向あり
第7水源	深井戸	水量豊富である

浄水は、塩素剤の注入による消毒を行っており、ろ過等の浄水処理施設は設置しておりませんが、水質基準を十分満たしていることから安心して安全な水をお届けしております。

③ 簡易水道事業

○簡易水道事業

町域には上井野・大原の2地区の簡易水道事業があり、これらは営農飲雑施設として農水関連の補助事業により整備され、上井野は平成5年4月、大原は平成7年4月に創設認可をうけ、公営にて運営されています。

区 分		内 容	
		上井野	大原
給水人口	(人)	101	75
給水戸数	(戸)	66	49
計画一日最大給水量	(m ³ /日)	170	90
一日最大配水量(実績)	(m ³ /日)	41	25

(令和8年3月現在)

○簡易水道の原水及び水道水の状況

簡易水道の水源は上井野・大原ともに地下水を取水しております。

水 源		水道水源の種類	運転・取水状況
上井野簡易水道	1号取水井	深井戸	水量豊富である
	2号取水井	深井戸	水量豊富である
大原簡易水道	1号取水井	深井戸	水量豊富である

いずれの施設も水源は深井戸であり、塩素剤の注入による消毒を行っており、水質基準を十分満たしております。

④ 採水地点

(1) 毎日検査

毎日検査の採水地点は、次のとおりです。

上水道	給水区域内公共施設の給水栓
	給水区域内の民家給水栓
上井野簡易水道	上井野地区の民家給水栓
大原簡易水道	大原地区の民家給水栓

(2) 毎月検査

毎月検査の採水地点は、次のとおりです。

上水道	浄水	原水
4月	門川町役場	各井戸
5月	心の杜公園	各井戸
6月	南町2区公民館	各井戸
7月	中村公民館	各井戸
8月	庵川東地区多目的研修集会施設	各井戸
9月	牧山公民館	各井戸
10月	上納屋公園	各井戸
11月	南ヶ丘公園	各井戸
12月	城屋敷公民館	各井戸
1月	東栄町児童公園	各井戸
2月	須賀崎地区公園	各井戸
3月	大船地区集会所	各井戸
上井野簡易水道	西門川地区公民館給水栓	各井戸
大原簡易水道	消防1部機庫給水栓	井戸

⑤ 水質検査項目と検査頻度・採水計画 【資料1・資料2 参照】

(1) 検査の項目

本町では、法令(水道法)で検査が義務つけられている毎日検査項目、水質基準項目について検査を実施します。

◎毎日検査項目

給水栓で1日1回以上行うことが法律で義務付けられている項目です。

◎水質基準項目

基準値以下で給水することが法令で義務付けられている項目で、法令で定められた地点で検査を行います。

◎クリプトスポリジウム指標菌検査

毎月1回、原水がクリプトスポリジウムに汚染されていないか検査する項目です。

(2) 水質基準が適用される給水栓等での水質検査項目と検査頻度

◎法令で検査が義務付けられている項目（3項目）

○毎日検査を実施する項目

色 ・ 濁り ・ 臭い ・ 残留塩素

※法令で検査が義務付けられている項目は、色・濁り・消毒の残留効果の3項目ですが、本町では、よりおいしい水の観点から、臭いを加えた4項目を実施します。

◎法令で義務付けられている水質基準項目（52項目）

○毎月検査を実施する項目（11項目）

一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気
色度・濁度・ジェオスミン・2-メチルレイソボルネオール

※カビ臭物質（ジェオスミン・2-メチルレイソボルネオール）については、藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかな時期は、検査は行わなくてよいとされています。

○1年に4回以上検査を実施する項目（15項目）

シアン化物イオン及び塩化シアン・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム・ホルムアルデヒド・亜硝酸態窒素・PFOS及びPFOA

○1年に1回以上検査を実施する項目（26項目）

カドニウム及びその化合物・水銀及びその化合物・セレン及びその化合物・鉛及びその化合物・ヒ素及びその化合物・六価クロム化合物・フッ素及びその化合物・ホウ素及びその化合物・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン・ジクロロメタン・テトラクロロメタン・トリクロロメタン・ベンゼン・亜鉛及びその化合物・アルミニウム及びその化合物・鉄及びその化合物・銅及びその化合物・ナトリウム及びその化合物・マンガン及びその化合物・カルシウム、マグネシウム等（硬度）・蒸発残留物・陰イオン界面活性剤・非イオン界面活性剤・フェノール類

※水質基準52項目のうち、毎月行う検査及び1年に4回以上検査を実施する項目を除く26項目を実施します。基本検査頻度は3ヶ月に1回以上ですが、過去3年間の水質検査結果から、その濃度が基準値の1/10以下の場合には検査頻度を3年に1回、1/5以下の場合には検査頻度を1年1回に緩和できます。本町では、安全であることを確認するため、1年に1回検査を実施します。

◎クリプトスポリジウム指標菌検査

○毎月1回検査を実施する項目

大腸菌 ・ 嫌気性芽胞菌

※クリプトスポリジウム等及び指標菌を平成20年度から、水道法20条第1項の規定に基づく水質検査に準じて、水質検査計画に位置づけることとしている。クリプトスポリジウムの指標として原水からの大腸菌及び嫌気性芽胞菌を毎月1回検査します。

⑥ 水質検査方法

水質検査は、水道法20条第3項により厚生労働大臣の登録をうけた水質検査機関に、毎事業年度当初に年間契約を締結して、水質検査を委託します。検査の方法は、水質基準に関する省令に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

⑦ 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水処理の過程で異常があった場合。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) クリプトスポリジウムが原水より発見された場合。
- (7) その他特に必要があると認められたとき。

⑧ 水質検査計画と結果の公表

水質検査計画は公表するとともに、水質検査計画に沿って検査を実施し、その結果を評価し、検査結果及び評価結果を公表することと決まっています。本町では、計画及び検査結果については環境水道課窓口及び町ホームページにて閲覧することができます。

⑨ 水質検査の精度と信頼性保証

水道水が水質基準に適合していることを確認するための水質検査は、需要者が直接口にする水の安全性を確認することであるので、正確かつ精度が高く、また、高い信頼性の保証が求められます。水質検査機関につきまし

ては、十分に事前調査を行い、適正な事業者を選定委託し、精度管理体制等について連絡を密にし、信頼性を確保します。

⑩ 関係者との連携

(1) 国、県、近隣町村との連携

水質汚染事故の発生、水道法に定める基準値以上の検査結果がでた場合等には、国（厚生労働省）や宮崎県（延岡保健所）または、近隣町村（日向市、延岡市）等の連絡体制を活用し速やかに関係機関に通報するとともに、必要な助言を受け、安全でおいしい水の提供に努めます。

(2) 水質検査機関との連携

緊急連絡体制を整え、水質検査機関との連携に努めます。

担当 門川町役場 環境水道課 工務係

TEL 0982-63-1140 FAX 0982-63-1356

ホームページ <http://www.town.kadogawa.lg.jp/>

【資料 1】

— 検査項目と検査頻度 —

1. 上水道
2. 上井野簡易水道
3. 大原簡易水道

(1) 毎日検査項目

1. 上水道

項目	基準値
1 色	異常でないこと
2 濁り	異常でないこと
3 消毒の残留効果	0.1mg/L以上

(2) 水質基準項目

分類	番号	項目	水質基準	検査頻度判定		選定理由	
				基本 (年/回)	判定		
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	12	—	12	省略不可項目
	2	大腸菌	不検出	12	—	12	省略不可項目
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	20	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	4	水質検査実績がないため省略不可
	21	ベンゼン	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	22	塩素酸	0.6 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	27	臭素酸	0.01 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	36	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	39	塩化物イオン	200 mg/L以下	12	—	12	省略不可項目
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	41	蒸発残留物	500 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	43	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	※	—	1	夏季に1度実施し、結果によって随時実施します。
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	※	—	1	夏季に1度実施し、結果によって随時実施します。
	45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	46	フェノール類	0.005 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	47	有機物(TOC)	3 mg/L以下	12	—	12	省略不可項目
	48	pH値	5.8以上8.6以下	12	—	12	省略不可項目
	49	味	異常でない	12	—	12	省略不可項目
	50	臭気	異常でない	12	—	12	省略不可項目
	51	色度	5度以下	12	—	12	省略不可項目
	52	濁度	2度以下	12	—	12	省略不可項目

(1) 毎日検査項目

2. 上井野簡易水道

項目	基準値
1 色	異常でないこと
2 濁り	異常でないこと
3 消毒の残留効果	0.1mg/L以上

(2) 水質基準項目

分類	番号	項目	水質基準	検査頻度判定			選定理由
				基本 (回/年)	判定	実施計画 (回/年)	
人の健康に関する項目	1	一般細菌	100個/mL以下	12	—	12	省略不可項目
	2	大腸菌	不検出	12	—	12	省略不可項目
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	20	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	21	ベンゼン	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	22	塩素酸	0.6 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	27	臭素酸	0.01 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
基準項目	33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	36	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	39	塩化物イオン	200 mg/L以下	12	—	12	省略不可項目
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	41	蒸発残留物	500 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	43	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	※	—	1	夏季に1度実施し、結果によって随時実施します。
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	※	—	1	夏季に1度実施し、結果によって随時実施します。
	45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	46	フェノール類	0.005 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	47	有機物(TOC)	3 mg/L以下	12	—	12	省略不可項目
	48	pH値	5.8以上8.6以下	12	—	12	省略不可項目
	49	味	異常でない	12	—	12	省略不可項目
	50	臭気	異常でない	12	—	12	省略不可項目
	51	色度	5度以下	12	—	12	省略不可項目
	52	濁度	2度以下	12	—	12	省略不可項目

3.大原簡易水道

(1)毎日検査項目

項目	基準値
1 色	異常でないこと
2 濁り	異常でないこと
3 消毒の残留効果	0.1mg/L以上

(2)水質基準項目

分類	番号	項目	水質基準	検査頻度判定		選定理由	
				基本 (年/回)	判定 実施計画 (回/年)		
人の健康に関する項目 基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	12	—	12	省略不可項目
	2	大腸菌	不検出	12	—	12	省略不可項目
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	20	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	21	ベンゼン	0.01 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	22	塩素酸	0.6 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	27	臭素酸	0.01 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	4	—	4	省略不可項目
	33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	36	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	39	塩化物イオン	200 mg/L以下	12	—	12	省略不可項目
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	41	蒸発残留物	500 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	43	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	※	—	1	夏季に1度実施し、結果によって随時実施します。
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	※	—	1	夏季に1度実施し、結果によって随時実施します。
	45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	46	フェノール類	0.005 mg/L以下	4	3ヶ月1回or年1回or3年1回	1	水質が良好・安全である確認のため
	47	有機物(TOC)	3 mg/L以下	12	—	12	省略不可項目
	48	pH値	5.8以上8.6以下	12	—	12	省略不可項目
	49	味	異常でない	12	—	12	省略不可項目
	50	臭気	異常でない	12	—	12	省略不可項目
	51	色度	5度以下	12	—	12	省略不可項目
	52	濁度	2度以下	12	—	12	省略不可項目

【資料 2】

— 水質検査採水計画 —

1. 上水道
2. 上井野簡易水道
3. 大原簡易水道

